

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
に当り、その  
翌日)

## 目 次

### ◇訓 令

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令(広報文書課)  
県の執務時間に関する規程の一部を改正する訓令(人事課)

### ◇告 示

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令(〃)  
基準点測量成果の写の保管等に関する規程の一部改正(農村整備課)  
建設業許可申請書等閲覧規則の一部改正(管理課)  
浄化槽工事業者登録簿閲覧規則の一部改正(〃)  
宅地建物取引業者名簿閲覧規則の一部改正(建築課)  
建築計画概要書の閲覧に関する規程の一部改正(〃)  
県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則(教職員課)

### ◇教委訓令

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程の一部を改正する訓令(総務課)  
教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令(〃)

## 訓 令

### 鳥取県訓令第三号

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令(昭和五十二年二月鳥取県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「あたつては」を「当たつては」に、「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を「及び土曜日」に改める。  
別表環境保全課の項を次のように改める。

環境保全課

一	一般廃棄物処理施設の設置の許可又は構造等の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	十四日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	七	七日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	保健所	関係都道府県知事等との協議を要する。
二	産業廃棄物収集運搬業の許可又は事業の範囲の変更の許可	"	"	"	"	"	"
三	産業廃棄物処分業の許可又は事業の範囲の変更の許可	"	"	"	"	"	"
四	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可又は事業の範囲の変更の許可	"	"	"	"	"	"
五	特別管理産業廃棄物処分業の許可又は事業の範囲の変更の許可	"	"	"	"	"	"
六	産業廃棄物処理施設の設置の許可又は構造等の変更の許可	"	"	"	"	"	"
七	廃棄物再生事業者の登録	"	"	"	"	"	"

附 則

この訓令は、平成四年八月一日から施行する。

鳥取県訓令第四号

県の執務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

県の執務時間に関する規程の一部を改正する訓令

県の執務時間に関する規程（昭和四十四年二月鳥取県訓令第二号）の一

部を次のように改正する。

第二条中「次の表に定めるところによる」を「午前八時三十分から午後五時十五分までとする」に改め、表を削る。

附 則

この訓令は、平成四年八月一日から施行する。

鳥取県訓令第五号

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令  
 職員の勤務時間に関する規程（昭和四十四年二月鳥取県訓令第三号）の  
 一部を次のように改正する。  
 第二条の表を次のように改める。

勤務時間	休憩時間	休 息 時 間
午前八時三十分から 午後五時十五分まで	午後零時十五分 から午後一時まで	正午から午後零時十五分まで 及び午後五時から午後五時十 五分まで

附 則  
 この訓令は、平成四年八月一日から施行する。

## 告 示

鳥取県告示第六百四十七号  
 基準点測量成果の写の保管等に関する規程（昭和三十二年十一月鳥取県  
 告示第五百四十三号）の一部を次のように改正する。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三条第二項中「経済企画庁」を「国土庁」に改める。  
 第四条第二項中「（ただし、土曜日は正午）」を削る。

### 附 則

この告示は、平成四年八月一日から施行する。

### 鳥取県告示第六百四十八号

建設業許可申請書等閲覧規則（昭和四十七年四月鳥取県告示第二百五十  
 七号）の一部を次のように改正する。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二条ただし書を削る。

第三条第一号中「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を「及び土  
 曜日」に改める。

### 附 則

この告示は、平成四年八月一日から施行する。

### 鳥取県告示第六百四十九号

浄化槽工事業者登録簿閲覧規則（昭和六十年十月鳥取県告示第九百四十  
 九号）の一部を次のように改正する。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二条ただし書を削る。  
 第三条第一号中「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を「及び土曜日」に改める。

附 則

この告示は、平成四年八月一日から施行する。

鳥取県告示第六百五十号

宅地建物取引業者名簿閲覧規則（昭和四十七年四月鳥取県告示第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二条ただし書を削る。

第三条第一号中「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を「及び土曜日」に改める。

附 則

この告示は、平成四年八月一日から施行する。

鳥取県告示第六百五十一号

建築計画概要書の閲覧に関する規程（昭和五十年十一月鳥取県告示第九百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二条ただし書を削る。

第三条第一号中「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を「及び土曜日」に改める。

附 則

この告示は、平成四年八月一日から施行する。

教育委員会規則

県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年七月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第八号

県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則  
 県費負担教職員の勤務時間等に関する規則（昭和三十一年十月鳥取県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「週休土曜日（条例第二条第二項に規定する週休土曜日をいう。

以下同じ。)のある週にあつては「及び」とし、それ以外の週にあつては四十四時間」を削り、同条ただし書中「四十二時間」を「四十時間」に改める。

第三条第一項を削り、同条第二項中「週休土曜日のある週にあつては」及び「割り振り、それ以外の週にあつては月曜日から金曜日までの五日間においては一日につき八時間となるように、土曜日においては四時間になるように」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「六日」を「八日」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「六日」を「八日」に改め、同項を同条第三項とする。

第五條第一項中「四週間後」を「八週間後」に改める。

附 則

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第二号

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成四年七月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程

の一部を改正する訓令

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程（昭和四十四年二月鳥取県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次の表に定めるところによる」を「午前八時三十分から午後五時十五分までとする」に改め、表を削る。

附 則

この訓令は、平成四年八月一日から施行する。

鳥取県教育委員会訓令第三号

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成四年七月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十四年二月鳥取県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

勤務時間	休憩時間	休息時間
午前八時三十分から 午後五時十五分まで	午後零時十五分 から午後一時まで	正午から午後零時十五分まで 及び午後五時から午後五時十 五分まで

附 則

この訓令は、平成四年八月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千元(送料を含む。)】